

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称 : **レクサスガラスコート[ベースコート]**
推奨用途及び使用上の制限 : 製品分類－自動車用ガラスコーティング剤
主な用途－自動車用窓ガラスの表面保護処理及び撥水処理用

会社名 : 日本ケミカル工業株式会社
住所 : 〒424-8558 静岡県静岡市清水区吉川8 1 3番地
電話番号 : 054-345-3476
FAX番号 : 054-347-6865
担当部署 : 技術部

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	爆発物	分類対象外	
	可燃性又は引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外	
	エアゾール	分類対象外	
	支燃性又は酸化性ガス	分類対象外	
	高压ガス	分類対象外	
	引火性液体	区分2	
	可燃性固体	分類対象外	
	自己反応性化学品	分類対象外	
	自然発火性液体	分類できない	
	自然発火性固体	分類対象外	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	分類対象外	
	有機過酸化物	分類できない	
	金属腐食性物質	分類できない	
	健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	区分5
		急性毒性 (経皮)	区分5
		急性毒性 (吸入: ガス)	分類対象外
急性毒性 (吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性 (吸入: 粉じん)		分類対象外	
急性毒性 (吸入: ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性及び刺激性		区分3	
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性		区分2A	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		分類できない	
生殖細胞変異原性	分類できない		
発がん性	分類できない		

環境に対する有害性	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（中枢神経系、腎臓、全身毒性、呼吸器系）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分3（気道刺激性）
	吸引性呼吸器有害性	区分2（血管、肝臓、脾臓）
	水生環境有害性（急性）	区分2
	水生環境有害性（長期間）	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない	

ラベル要素



注意喚起語：

危険

危険有害性情報：

- H225 引火性の高い液体及び蒸気
- H303 飲み込むと有害のおそれ
- H313 皮膚に接触すると有害のおそれ
- H316 軽度の皮膚刺激
- H319 強い眼刺激
- H361 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- H370 臓器(中枢神経系、腎臓、全身毒性、呼吸器系)の障害
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H373 長期にわたる、または反復ばく露による臓器(血管、肝臓、脾臓)の障害のおそれ
- H305 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き：

【安全対策】

- P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を接地すること、アースをとること。
- P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P260 ミスト／蒸気／スプレーを吸引しないこと。
- P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- P261 ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

【応急措置】

- P303+P361+P353 皮膚（または髪）にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- P370+P378 火災の場合：消火に二酸化炭素・粉末消火剤・散水・耐アルコール性泡消火剤を使用すること。棒状注水は危険性を増す。
- P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

P332+P313 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
P305+P351+P338 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P337+P313 眼の刺激が続く場合は、直ちに医師の診断／手当てを受けること。
P308+P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
P308+P311 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
P314 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
P331 吐かせないこと。

【保管】

P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
P405 施錠して保管すること。
P403+P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
P102 子供の手の届かないところに置くこと。

【廃棄】

P501 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学特性・危険有害成分 : 含有成分及び濃度

化学名	濃度 wt%	CAS No.	化審法 No.	安衛法		PRTR 法	毒劇法
				表示対象物	通知対象物		
イソプロピルアルコール	97 以上	67-63-0	2-207	該当	該当	非該当	非該当
フルオロアルキルシラン	1~2	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当
硝酸	0.5 未満	7697-37-2	1-394	非該当※1	非該当※2	非該当	非該当

※1：安衛法表示対象物質（硝酸）であるが、含有量の関係で法律に該当しない。

※2：安衛法通知対象物質（硝酸）であるが、含有量の関係で法律に該当しない。

化審法No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法 表示対象物 : 労働安全衛生法 第57条の政令で定める物（施行令第18条）
安衛法 通知対象物 : 労働安全衛生法 第57条の2 第1項の政令で定める物（施行令第18条の2）
PRTR 法 : 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
毒劇法 : 毒物及び劇物取締法

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに作業を中止し、空気の新鮮な場所へ移し、保温しながら安静にすること。
もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、直ちに医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合 : 付着液を紙、布等で素早く拭き取り、もし衣類や靴が汚染した場合は直ちに脱ぎ、
接触部位を水又は石鹼水で十分に洗浄すること。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合は速やかに医師の診断を受けること。
目に入った場合 : コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外し、直ちに多量の清浄な水で
15分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗うこと。

- その後、医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合：直ちに医師の診断を受けること。吐き出させてはいけない。
水で口の中を洗ったり、コップ1～2杯の水または牛乳を与えて薄めてもよい。
但し、被災者に意識がない場合は、何も与えてはならないし、吐かせようとしてもいけない。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：高濃度の暴露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。
眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。
皮膚への長期の暴露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。

5. 火災時の措置

- 消火剤：粉末、炭酸ガス、耐アルコール泡（アルコールム）、乾燥砂、噴霧水
使ってはならない消火剤：棒状注水（棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある）
- 特有の危険有害性：・極めて燃え易い。熱、火花、火炎で容易に発火する。
・加熱により容器は爆発する恐れがある。
・火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。
・引火性の高い液体及び蒸気。
- 特有の消火方法：・引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水すること。
・保護具を着用し、消火剤を使用すること。
・消火作業は風上から行うこと。
・可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
・周辺火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移すこと。
・移動不可能な場合は周囲に散水して冷却すること。
・小規模火災には粉末、炭酸ガス、耐アルコール泡、乾燥砂を用いること。
・大規模火災には泡消火器を用いて空気を遮断することが有効である。
- 消火を行う者の保護：適切な保護具（耐熱性着衣・手袋、呼吸保護マスク等）を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項：・風下の人を退避させること。
- 保護具及び緊急時措置
保護具及び緊急時措置：・付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
・屋内で漏洩した場合は、窓、ドアを開けて十分に換気を行うこと。
・作業の際には適切な保護具(8. 暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用すること。
・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- 環境に対する注意事項：・流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起ささないよう注意すること。
- 回収、中和：・漏出付近の着火源を速やかに取り除くこと。
・漏出量が少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させて、できるだけ空容器に回収すること。吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いること。
・多量の場合は、土砂、ウエスなどで流れを止め、安全な場所に導いて回収すること。
・洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：・危険でなければ漏れを止めること。
・漏洩物を取り扱うとき用いる全ての設備は設置すること。
- 二次災害の防止策：・周辺の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
・着火に備えて、適宜な消火器具を準備すること。
・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
・ 蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つように努めること。
・ 静電気対策を行い、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いること。
・ 皮膚、目、顔を保護する適切な保護具（保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等）を着用すること。
・ 指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、法に定められた基準を満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行うこと。数量指定未満の場合は、都道府県条例等に従うこと。
・ 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- 局所排気・全体換気 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所廃棄、全体換気を行うこと。
- 接触回避 : 『10. 安定性及び反応性』を参照のこと。
- 安全取扱注意事項 : ・ すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
・ 火気厳禁。周辺での火気・スパーク・高温物の使用は避けること。
・ 引火しやすく、またその蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけないこと。
・ 換気のよい場所で使用し、容器は使用ごとに密栓すること。
・ 取扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分行うこと。作業衣などに付着した場合は着替えること。
・ 他の薬品類（特にハロゲン、強酸化剤、強塩基、強酸）との混合は行わないこと。
- 衛生対策 : 取扱い後は、よく手を洗うこと。

保管

- 技術的対策 : ・ 貯蔵場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地すること。
・ ボイラー等熱源のある場所を避けること。
・ 容器は密栓し、高温（40℃以上）、直射日光を避け、風通しの良い冷暗所に保管すること。
- 混触禁止物質 : ・ ハロゲン、強酸化剤、強塩基、強酸から離しておくこと。
・ 種の異なる危険物（第1類、第6類）と同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。
- 保管条件 : ・ 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。—禁煙。
・ 酸化剤から離して保管すること。
・ 容器は直射日光や火気を避けること。
・ 容器を密閉して、換気の良い冷所で施錠して保管すること。

安全な容器包装材料：密栓できるもの。ガラス、プラスチックなどが望ましい。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 製品に関する有用な情報なし。

許容濃度

ばく露限界値 : 製品に関する有用な情報なし。

追加情報 : 組成物質の暴露限界を記載する。

・ イソプロピルアルコール

管理濃度：400ppm

許容濃度：日本産業衛生学会（2000） 400ppm (980mg/m³)

ACGIH（2000） TWA 200ppm

STEL 400ppm

設備対策：・ 屋内作業場での使用は、発生源を密閉する設備または蒸気濃度が許容濃度以下になるような局所排気装置を設置すること。

・ 機械的排気装置は防爆式とすること。

- ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、位置を明瞭に表示すること。

保護具

- 呼吸器の保護具 : 必要に応じて有機ガス用マスクを使用すること。
- 手の保護具 : 必要に応じて耐油性手袋を使用すること。
- 目の保護具 : 必要に応じて保護眼鏡を使用すること。
- 皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じて耐油性手袋、保護前掛けを使用すること。

- 衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : イソプロピルアルコール臭
- 臭いの閾値 : 製品としてデータなし
- pH : 10wt%水溶液で、4.0 (25°C)
- 融点・凝固点 : 製品としてデータなし
- 沸点 : 製品としてデータなし
- 初留点及び沸点範囲 : 製品としてデータなし
- 引火点 : 12.0°C (タグ密閉式)
- 爆発範囲 : 製品としてデータなし
- 蒸気圧 : 製品としてデータなし
- 蒸気密度 (空気 = 1) : 製品としてデータなし
- 密度 : 0.79 g/cm³ (20°C)
- 溶解度 : 水に易溶
- オクタノール／水分配係数 : 製品としてデータなし
- 自然発火温度 : 製品としてデータなし
- 分解温度 : 製品としてデータなし
- 蒸発速度 (酢酸ブチル = 1) : 製品としてデータなし
- 燃焼性 (固体、ガス) : 製品としてデータなし

追加情報：主原料（イソプロピルアルコール）の物理的及び化学的性質を記載する。

イソプロピルアルコール

- 沸点 : 82.4°C
- 蒸気圧 : 4.4kPa (20°C)
- 発火点 : 460°C
- 爆発範囲 : 2.0~12.0vol%

10. 安定性及び反応性

- 反応性、化学的安定性 : 通常の条件においては、安定である。
- 危険有害反応可能性 : 酸化性、自己反応性、爆発性なし。アルカリの添加により発熱反応が起こる。
- 避けるべき条件 : 火気、加熱、高温。
- 混触危険物質 : ハロゲン、強酸化剤、強塩基、強酸。
種の異なる危険物（第1類、第6類）、高压ガスと同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。
- 危険有害な分解生成物 : 火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

※下記有害性情報は、GHS勧告により混合物としてのGHS区分を分類した結果に基づく。

- 急性毒性 : 混合物の急性毒性（経口）3448mg/kgより、区分5

混合物の急性毒性（経皮）4072mg/kgより、区分5

その他急性毒性については、データ不足により、分類できない、または分類対象外

皮膚腐食性及び刺激性	: 10% > (区分1×10+区分2) ≥1%より、区分3
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	: 10×区分1+区分2A-2B ≥10%より、区分2A
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データ不足により、分類できない
生殖細胞変異原性	: データ不足により、分類できない
発がん性	: データ不足により、分類できない
生殖毒性	: 区分2成分 ≥0.1%より、区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 区分1成分 ≥1.0%より、区分1（中枢神経系、腎臓、全身毒性） 区分3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 区分2成分 ≥1.0%より、区分2（血管、肝臓、脾臓）
吸引性呼吸器有害性	: 区分2成分 ≥10%、動粘度 14mm ² /s以下より、区分2

追加情報：主原料（イソプロピルアルコール）の有害性情報を記載する。

・イソプロピルアルコール

急性毒性:	経口	ラット	LD ₅₀	5280mg/kg
		ラット	LD ₅₀	5500mg/kg
		ラット	LD ₅₀	5480mg/kg
		ラット	LD ₅₀	4710mg/kg
		ラット	LD ₅₀	1870mg/kg
		上記データにより統計計算し、3437mg/kg		
	経皮	ウサギ	LD ₅₀	12870mg/kg
		ウサギ	TD ₅₀	4059mg/kg
	吸入(蒸気)	ラット	LC ₅₀	72600mg/m ³ (29512ppm) /4H
		ラット	LC ₅₀	72865mg/m ³ (29620ppm) /4H
	飲み込むと有害のおそれ（区分5）			
	皮膚に接触すると有害のおそれ（区分5）			

皮膚腐食性及び刺激性：ウサギ皮膚刺激性試験では、刺激性なし又は軽度の刺激性の報告があるが、ヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さない。

眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性：ウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていない。
強い眼刺激（区分2A-2B）

呼吸器感作性又は皮膚感作性：呼吸器感作性：データなし

皮膚感作性：モルモットでのビューラー法による皮膚感作性試験では陰性であった。皮膚炎発症例で2-propanolのパッチテスト陽性例には、低分子の1級又は2級アルコール、プロピレンオキシドにも陽性を示しており、2-プロパノールが原因物質か否か明確でない。

生殖細胞変異原性：in vivoでのマウス骨髄細胞を用いた小核試験で陰性である。

発がん性：グループ3、A4に分類されている。

IARC グループ3（ヒトに対する発がん性については分類できない）

生殖毒性：ラットでの飲水投与による2世代繁殖試験では、繁殖能及び出生仔の発育に影響なかった。一方、ラットでの発育毒性・催奇形性試験では、催奇形性はなかったが、親動物に体重増加の低下、麻酔

作用等の毒性を示した用量で、妊娠率の低下、吸収胚の増加、胎児死亡の増加等の生殖毒性が認められた。

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い（区分2）

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：ラットでの吸入暴露による活動性の低下があるとの記述、及びヒトでの経口摂取による急性中毒では消火管への刺激性、血圧、体温等の低下、中枢神経症状、腎障害が認められており、標的臓器は中枢神経系、腎臓及び全身毒性とした。
ヒトで鼻、喉への刺激性が認められており、気道刺激性がある。
中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害（区分1）
呼吸器への刺激のおそれ（区分3）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：ラットでの86日間又は4ヵ月間吸入暴露試験で、血管、肝臓、脾臓に影響が認められたとの記述から、標的臓器は血管、肝臓、脾臓であるとした。
長期又は反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ（区分2）

吸引性呼吸器有害性：ヒトに関する情報はないが、ラットでの気管内投与により、24時間以内に心肺停止による死亡が認められており、かつ、動粘性率は概略1.6前後であることから、吸引性呼吸器有害性があるとした。
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ（区分2）

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）：データ不足により分類できない
水生環境有害性（長期間）：データ不足により分類できない
オゾン層への有害性：データ不足により分類できない

追加情報：主原料（イソプロピルアルコール）の環境影響情報を記載する。

・イソプロピルアルコール

水生環境急性有害性：魚類 ヒメダカ $LC_{50} > 100\text{mg/L/96H}$
区分外とした。

水生環境慢性有害性：難水溶性でなく（水溶解度 $=1.00 \times 10^6\text{mg/L}$ ）、急性毒性が低いことから、
区分外とした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：・事業者は産業廃棄物を自ら処置するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理をすること。
汚染容器・包装：容器は、中身の液を使い切ってから廃棄すること。
製品が付着している容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。

※必ず当該地域の廃棄規制をご確認ください。

14. 輸送上の注意

国連分類及び国連番号：クラス3 容器等級II、1987

国際規制

海上規制情報 : I M Oの規定に従う。
 UN No. : 1987
 Proper Shipping Name : ALCOHOLS,N.O.S. (ISOPROPANOL)
 Class : 3
 Packing Group : II
 Marine Pollutant : 非該当

航空規制情報 : I C A O / I A T Aの規定に従う。
 UN No. : 1987
 Proper Shipping Name : ALCOHOLS,N.O.S. (ISOPROPANOL)
 Class : 3
 Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 : ・ 消防法、危険物の規制に関する規制などの輸送について定めるところに従うこと。
 ・ 容器は、消防法、危険物の規制に関する技術上の基準を定めたものを使用すること。
 危険物第1、6類及び高圧ガスとの混載は避けること。
 ・ 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより当該車両に標識を掲げること。また、この場合は当該危険物に該当する消火設備を備えること。
 運搬時の積み重ね高さ3m以下とすること。

海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空規制情報 : 航空法に定めるところに従うこと。

特別の安全対策 : ・ 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
 ・ 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
 ・ 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
 ・ 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 ・ 取扱い及び保管上の注意の項による他、可燃性のある有害性液体に関する一般的な注意事項による。引火性の液体なので「火気厳禁」。
 ・ 輸送の際は、容器漏れのないことを確かめ、荷崩れのないような処置を講ずること。

緊急時応急措置指針番号：127 引火性液体（極性／水可溶）

15. 適用法令

法規制

消防法 : 危険物 第4類アルコール類 危険等級II 水溶性
 労働安全衛生法 : 施行令別表第1 危険物 引火性の物
 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤（イソプロピルアルコール）
 名称等を表示すべき有害物（イソプロピルアルコール）
 名称等を通知すべき有害物（プロピルアルコール）
 PRTR法 : 非該当
 毒物及び劇物取締法 : 非該当
 船舶安全法 : 危規則第2, 3条 危険物告示 別表第1 引火性液体類
 航空法 : 施行規則第194条 危険物告示 別表第1 引火性液体
 海洋汚染防止法 : 非該当
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制

※必ず当該地域の法規制をご確認ください。

16. その他の情報

主な引用文献 原料メーカーのSDS
 溶剤便覧

※注意

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。